

# 令和元年度（第17回）

## 東京都中小企業知的財産シンポジウム

### 運営委託募集要領

令和元年6月

公益財団法人東京都中小企業振興公社

東京都知的財産総合センター

#### 1 開催趣旨

東京都知的財産総合センター（以下「知財センター」という。）は、平成15年4月に東京都が設立し、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下「公社」という。）が運営する機関である。都内中小企業による知的財産の創造・保護・活用を支援するため、知的財産全般に関する相談・支援及び普及啓発等の事業を実施している。

東京都中小企業知的財産シンポジウム（以下「シンポジウム」という。）は、知的財産を活用した経営の重要性について、都内中小企業等の意識を喚起するとともに、知財センターが実施する各種事業の利用を促進することを目的として開催するものである。

#### 2 開催テーマ

##### （1）基本テーマ

「中小企業における知的財産と経営戦略」  
～稼ぐ力をつける知的財産を活用した経営～

##### （2）趣旨

経営戦略・事業戦略を成功させるために、知財情報にマーケティング情報などを統合して分析するという考え方が広がってきている。研究開発活動に基づく知的財産の創造・保護・活用というサイクルを回すだけでなく、知的財産を中心としたビジネス分析を経営戦略に活かす「知財経営」という手法について中小企業に紹介するプログラムとする。

#### 3 開催概要

##### （1）名称

「令和元年度東京都中小企業知的財産シンポジウム」

##### （2）開催趣旨

- ・知的財産を活用した経営の重要性に関する意識啓発

- ・知財センター事業の利用促進

(3) 基本テーマ (再掲)

「中小企業における知的財産と経営戦略」  
～稼ぐ力をつける知的財産を活用した経営～

(4) 主催者

東京都及び公社

(5) 主な対象者

- ・都内中小企業 (経営者、従業員、個人事業主)
- ・都内関係機関職員 (都、区市町村、商工団体、中小企業支援団体、地域金融機関等)

(6) 日時

令和元年12月11日 (水) 午後  
プログラムは3時間30分程度

(7) 会場

イイノホール (千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階)

(8) 後援機関 (予定)

特許庁、関東経済産業局、日本弁理士会、日本弁理士会関東会、日本弁護士連合会、東京商工会議所、公益社団法人日本技術士会、一般社団法人発明推進協会、東京都商工会連合会、東京都中小企業団体中央会、公立大学法人首都大学東京、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター

(9) プログラム概要 (例)

① 主催者挨拶

② 基調講演 (90分程度)

講演者：金沢工科大学大学院 イノベーションマネジメント研究科  
教授 杉光 一成 (すぎみつ かずなり) 氏

※国家試験「知的財産管理技能検定」実施機関 知的財産研究教育財団専務理事  
東京大学政策ビジョン研究センター 客員研究員 (シニアリサーチャー) 等

タイトル：(未定)

③ パネルディスカッション (90分程度)

テーマ (案)：知的財産を活かした経営事例の解説及びディスカッション

※パネリストは知財経営を実践している中小企業経営者等を含めて、複数名を提案すること

## (10) 公社事業PR

### ア 概要

シンポジウム会場入口周辺に事業紹介パネルを設置するとともに、公社の各種パンフレットを配置し、事業PRを実施

### イ 実施時間

シンポジウム受付開始時～閉会后30分程度

### ウ パネルの作成等

パネル及び各種パンフレットの作成は公社で実施する。

### エ 委託内容

- ・パネル掲示設備（台・ラック等）の設置
- ・パンフレット配置設備（台・ラック等）の設置

※パンフレットの配置設備は、会場内の遠くから視認でき、30種類程度の配置が可能で、多くの来場者が渋滞せず円滑に手に取ることができるものであること。

## 4 委託業務の概要

- (1) プログラム企画
- (2) 会場設営・撤去
- (3) 聴講者の募集・受付
- (4) 開催当日の進行管理に関する知財センターその他講演者との連絡調整
- (5) 開催当日の運営
- (6) 広報・PR
- (7) その他シンポジウムの実施に係るもの

## 5 募集の概要

### (1) 応募要件

委託業務を効果的かつ確実に実施でき、以下の①から④の全てを満たしている事業者とする。

- ① 東京都における平成30・31年度物品買入れ等競争入札参加有資格者で、「営業種目120 催事関係業務」に登録がある者。格付については「C」以上であること。
- ② 本委託業務に関し、十分なノウハウを有しそれらを当公社又は官公庁等に対して提供した実績を有している者であること。
- ③ 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ④ 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者または東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

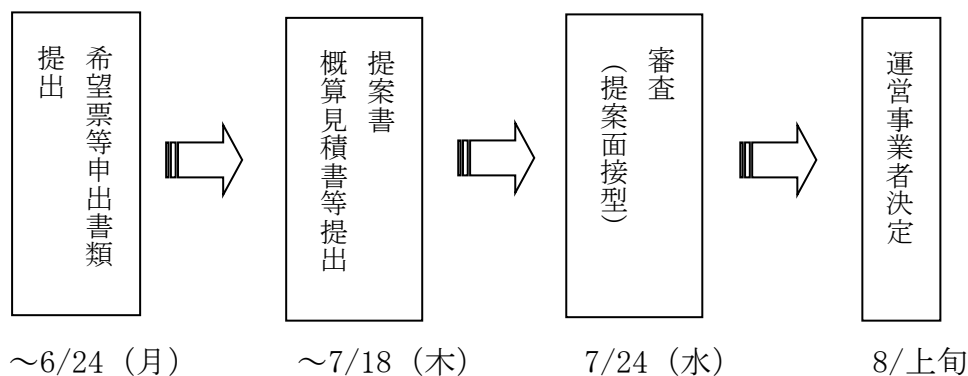
## (2) 提案項目

応募者は、次の各項目について留意事項を十分に踏まえて提案すること。

提案項目	留意事項
【1】 企画業務	<p>(1) 前記3(9)③のパネルディスカッションに関し、登壇者の候補を複数名提案すること。</p> <p>(2) 同候補者については、提案した理由、専門分野等を明らかにし、基本テーマとの関連でプログラムにどのようなストーリー性を持たせるか、考え方を示すこと。</p> <p>(3) 運営事業者の選定後、登壇者の決定に当たっては、知財センターからの提案を含め、主催者・実行機関と十分に協議すること。</p> <p>※基調講演者は前記3(9)②記載のとおり、杉光一成氏で確定している。</p>
【2】 準備業務	<p>(1) 都内に本催事事務局を設置し、実施責任者を置くこと。</p> <p>(2) 聴講申込受付用として、郵便、FAX、e-mailを使用できる環境を整えること。</p> <p>(3) 聴講希望者対応用に専用電話及びインターネット上の入力フォームを設置し、本シンポジウム事務局名で対応すること。</p> <p>(4) 大企業等聴講対象外の希望者に対しては受付後、聴講を断る場合があることを明示し、断ることとなった者に対しては、その旨連絡すること（事前に知財センターとの調整を経ること。）。</p> <p>(5) 登壇者（基調講演者を含む）に対する出講依頼、報酬の支払い、及びその他必要な連絡調整を行うこと。</p> <p>(6) 開催当日の出演者の出入り、司会進行の内容及び時間管理等について、知財センター及びその他講演者と十分な連絡調整を行うこと。</p> <p>(7) その他開催に必要と思われる業務があれば具体的に提案すること。</p>
【3】 開催業務	<p>(1) 講演内容を分かりやすく伝えるため、発表についての視覚的・聴覚的効果をあげる工夫をすること。</p> <p>(2) 円滑な運営を行うため、登壇者の動線確保、誘導等には十分配慮を行うこと。</p> <p>(3) アンケート等聴講者から数多くのフィードバックを受ける工夫について考え方を提示すること。</p> <p>(4) 前記3(10)に記載する公社事業PRに必要な設備を設置すること。</p>
【4】 広報・PR	<p>(1) 都内中小企業を効果的に集客するための広報・PR活動について具体的方策を提示すること。</p> <p>(2) 知財センターが支援している企業の連絡先リストは提供可能である。</p> <p>(3) PRは必要以上に華美とならず、前向きなメッセージを発信できるものであること。</p>

【5】 設営等	<p>(1) 搬入・装飾はシンポジウム当日の午前中に完了させること。</p> <p>(2) 撤収・搬出はシンポジウム終了後、速やかに行うこと。</p> <p>(3) 搬入出、設営・撤去、照明・音響等諸設備の操作は会場規定を遵守のこと。</p>
------------	---

### (3) 運営事業者選定の流れ (予定)



### (4) 提出書類

書類名	提出方法	提出期日	部数
① 希望票【様式1】	チャンス ナビ添付	令和元年 6月24日(月) 午後5時必着	各1部
② 会社概要・実績一覧表【様式2】			
③ 東京都の「平成30・31年度物品買入れ等 競争入札参加資格審査受付票」の写し			
④ 東京都の「平成30・31年度競争入札参加 資格審査結果通知書(物品等)」の写し			
⑤ 印鑑証明書			
⑥ 提案書	チャンス ナビ添付	令和元年 7月18日(木) 必着	7部
⑦ 見積書	及び 持参・ 郵送		1部

### (5) 会場 (イイノホール) について

- ① 利用料金の負担は次のとおりとする。
  - 施設使用料(4階ホール及び5階控室)…公社が負担する。
  - 附帯料金…運営事業者が負担する。
  - 設営に関する調整等は運営事業者が行うこと。
- ② 下見可能。下見を行う際はホール事務局へ事前に連絡すること。

- ③ 問い合わせ先：ホール事務局（電話 03-3506-3251）  
千代田区内幸町2-1-1 飯野ビルディング4階  
ホームページ <https://www.iino.co.jp/hall/>

#### (6) 提出書類の作成要領

- ① 提案書（自由様式）は原則A4版とする。ただし、図面等は必要に応じA3版を折り込んでも良い。ページ数の制限は設けない。
- ② 応募者1社につき、提案内容は1件とする。
- ③ 見積書（自由様式）は必要経費について提案項目ごとに明細を作成のうえ、総額を算出すること。※1
- なお、上限額は7,920,000円（消費税を含む。）とする。※2
- ※ 1 見積額には基調講演者及び登壇者に対する報酬を含めること。
- ※ 2 消費税は10%で見積もること。

#### (7) 運営事業者の選定

- ① 提案面接型審査により、優れた提案を行い、それを実現する能力を有すると認められる者を応募者の中から運営事業者（委託事業者）として選定する。なお、審査内容は非公開とする。
- ② 提案面接による審査は、提出済みの提案書に基づいて、1社あたり30分（プレゼン15分、質疑15分）で行うこととする。
- ③ 実施日時は、提案書受領後に公社が指定する。（7月24日予定）

#### (8) 審査結果の通知

審査後速やかに審査結果を通知する。

#### (9) 選定された者の責務

- ① 選定された者は、公社との間で別途委託契約を締結する。
- ② シンポジウムの運営体制及び緊急時の連絡体制を整備すること。
- ③ 開催に向けた準備作業、会場設営・撤収、開催当日の運営、及び会場使用に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任は、すべて受託者の負担において措置すること。

#### (10) 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する

- ① 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

② 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる

**(11) 個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書**

個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書については、別紙に定めるところによる。なお、委託完了後、受託者は記録媒体上に保有する委託事業に係る一切の情報について消去した旨の報告を、公社が指定する書類（データ消去・廃棄証明書）により行うこと。また、契約時には業務の推進に関する届を提出すること

**(12) 暴力団等排除に関する特約条項**

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる

**(13) 著作権等について**

受託者は、デザイン・レイアウト等の著作物に関するすべての著作権（著作権法第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物に関する原作者の権利）を含む）を、デザイン・レイアウト等の納品時に公社に無償で譲渡すること。著作者人格権は行使しないものとする

当該デザイン・レイアウト等は、国内外における第三者の産業財産権、著作権、不正競争防止法及びその他の関係法令に抵触しないこと

**(14) データ等のやりとり、管理について**

公社と受託者間のデータの授受については下記に従うこと

- ① 受託者側にて簡便にデータの授受を行える環境を構築すること
- ② また、データを授受するサーバーおよび通信経路等について、ウイルス感染や外部への情報漏えい等が起こらないよう、十分にセキュリティを確保すること

例) FTP サーバーのウイルス対策、外部からの侵入対策、  
IP 制限による接続制限等

**(15) その他留意すべき事項その他留意すべき事項**

- ① 常に、最新のウイルス定義ファイルにより更新されたウイルス対策ソフトを行い、ウイルス対策を必ず実施すること
- ② 本仕様書に定めのない事項に関しては、委託者と受託者により別途協議し、出展目的の実現に向け前向きに善処すること

- ③ 本委託業務内容に関しては、委託者の事情変更等に伴う流動的要素を含む。  
やむを得ない事情による修正事項等が生じた場合、委託者と協議し予算限度額  
内で目的の実現に向け前向きに善処すること
- ④ 応募に係る経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする  
経費については応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする

#### (16) 募集要領に関する質疑

本募集要領に関する質疑は、令和元年7月5日（金）まで受け付ける。質問内容は下記担当者へメールで送信すること。なお、公社が必要と判断した場合に限り、応募者間で質疑応答に関する情報を共有する。

#### (17) 応募書類提出先・担当者

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル1階  
公益財団法人東京都中小企業振興公社 東京都知的財産総合センター  
担当：井上（いのうえ）、七分（しちぶ）  
TEL:03-3832-3656 / FAX:03-3832-3659  
e-mail: chizai@tokyo-kosha.or.jp